

～自立支援医療（育成医療）制度のご案内～



お子様のからだの機能を改善するために必要な医療を、指定自立支援医療機関で受けた場合、医療費の給付が受けられます。
(ただし、確実な治療効果を期待できない児童または肢体不自由の児童であって、長期間の入院治療を要する児童（施設入所が適切な場合）は、自立支援医療の対象外となります。)



- ✿ 対象年齢・・・18歳未満 ✿ 一部負担金の自己負担はありません（保険外診療は対象外です）
- ✿ 所得制限・・・市町村民税所得割の世帯の合計が23万5千円以上の方は対象外となります。
(23万5千円を若干超えていても、対象になる場合がありますので、お問い合わせください。)
- ✿ 有効期間は最大1年間です。1年ごとに再認定手続きが必要です。
- ✿ この医療費は、国(1/2)・県(1/4)・町(1/4)でそれぞれ負担しています。
※通常、小中学生のこども医療費現物給付の場合には県(1/4)・町(3/4)の負担割合です。

申請【新規・再認定】

① 自立支援医療費（育成医療）支給認定申請書

自立支援医療機関で指定されている院外薬局（院外処方）を利用する場合は、自立支援医療が適用になりますので申請書の「受診を希望する指定自立支援医療機関」の欄に医療機関名と併せてご記入ください。

② 自立支援医療費（育成医療）意見書・・・指定医療機関の医師が記入

③ 健康保険証

〔社会保険等の方〕

申請児童の保険証及び、その保険証の被保険者本人の保険証
(例：父の扶養の場合：申請児童分と父親の分の保険証)

〔国民健康保険等の方〕

申請児童及び申請児童の世帯全員の保険証
(※国民健康保険以外の保険に加入している方のぶんも必要です)

〔生活保護世帯の方〕

被保護者であることの証明



④ 転入者のみ「市町県民税課税証明書・住民税決定証明書・非課税証明書のいずれか」

〔社会保険等の方〕・・・被保険者本人分

〔国民健康保険等の方〕・・・国民健康保険加入者全員分（児童を除く）

※意見書の治療見込み期間の初日が

- 令和3年6月30日以前⇒令和2年度の課税状況（令和元年中の所得に対する課税）令和2.1.1現在の住所地にて
- 令和3年7月1日以降⇒令和3年度の課税状況（令和2年中の所得に対する課税）令和3.1.1現在の住所地にて

⑤ 現在お持ちの受給者証（再認定〔継続〕申請の方のみ）

⑥ 治療用装具の見積書（装具療法を行なう方のみ）

後日、改めて「治療用装具費支給申請書」により申請することも出来ます。

～該当する方のみ～

- I 疾病が人工透析療法の場合には、特定疾病療養受療証の写し
- II 身体障害者手帳所持者は、受診者（本人）の身体障害者手帳の写し
障害年金を受給されている方は年金証書の写し
- III 高額療養費の多数該当となっている世帯は、自立支援医療を受けた月以前12ヶ月以内に3月以上高額療養費の支給の対象となったことが分かる書類

★治療用装具とは、育成医療の治療の中で児童の障害の改善を図るために使用するものであり、失われた身体の一部あるいは機能を補完する目的で作成される「補装具」とは異なります。なお、「補装具」は対象外となります。

変更届

【住所・保険証の変更】

- ① 自立支援医療費受給者証等記載事項変更届
- ② 現在お持ちの受給者証
- ③ 保険証の変更・・・保険証（対象児童と被保険者本人分）



※社会保険⇒国民健康保険への変更の場合には、世帯全員分の保険証が必要になります。

【病院・薬局の変更】・・・医療方針の変更

- ① 自立支援医療費（育成医療）支給認定申請書〔変更〕
- ② 自立支援医療費（育成医療）意見書・・・病院変更の場合のみ
- ③ 現在お持ちの受給者証



治療用装具費支給申請 ※まず、加入保険に保険者負担分のご請求をお願いします。

- ① 自立支援医療費（育成医療）治療用装具費申請書
担当医師の意見を記載して貰う。申請書は保護者が記入・押印、電話番号も記入してください。
- ② 自立支援医療費（育成医療）治療用装具費請求書（保護者が記入、検収欄は担当医師が記入）
- ③ 見積書（※領収書は不可）
- ④ 加入保険が発行する「支給決定通知書」※コピー不可
- ⑤ 現在お持ちの受給者証
- ⑥ お振込み先の通帳、または通帳のコピー（申請者名義のもの）

※ 医療費支給認定申請時に治療用装具費の承認を受けている方は、①及び③の書類を省略できます。

結 果

・・・2～3週間後に下記の通知をご自宅宛発送します。

	承認された方には	不承認の方には
新規・変更	「認定通知書」と「受給者証」	「却下通知書」
治療用装具	「支給承認通知書」	「却下通知書」

そ の 他

◆結果については、申請者及び医療機関宛に郵送で通知いたします。
（約1週間程度かかりますので、あらかじめご承知おきください。）

※食事療養費については、対象外となりますのでご了承ください。

～ご不明な点は、お問い合わせください。～

